

別記様式

被 処 分 者	認定証番号	東京都 公安委員会 第 30003004 号
	氏名又は名称	株式会社 ^{フオルモン} TMONTセキュリティサービス
	代表者の氏名	望月 武治
	主たる営業所の所在地	東京都青梅市新町3丁目18番地の3
	処分に係る営業所等の名称及び所在地	千葉県松戸市本町19番地12 株式会社VOLLMONTセキュリティサービス松戸支社
処分年月日		令和5年11月29日
処分内容		指示（警備業法第48条）
処分理由・根拠法令		1 処分理由 検定合格警備員配置義務違反 2 根拠法令 警備業法第18条 警備員等の検定等に関する規則第2条
処分を行った公安委員会		千葉県 公安委員会

注1：処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2：処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」等）。